

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学生行動指針（第12版）

佐久大学  
佐久大学信州短期大学部

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学生は以下の行動指針に沿って行動するようお願いします。なお、本指針は、今後の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の状況に応じて、隨時見直しを行います。

### 記

#### 1. 日々の過ごし方について

学生は、感染予防に努めるとともに、以下のことに気をつけ、生活をすること。

##### 1) 基本的な感染防止策の徹底と健康管理に努めること

①マスクの正しい着用

不織布マスクを推奨、マスクなしでの会話はしない。

②正しい手洗い・手指消毒の励行

共用物に触った後や食事の前後、公共交通機関の利用後などは、必ず手洗い・手指消毒を励行する。

③屋内や車内の十分な換気の実施

今まで以上に換気（30分に1回以上数分間程度）を行う。

④ゼロ密を意識（密集、密接、密閉の回避）

人と人との距離は十分に保つ。外出する際は混雑を回避する。

⑤健康観察の実施

毎日3回（朝、昼、就寝前）は自身の健康状態を確認し、「健康・行動歴チェック表」に記録するとともに、行動歴も記録する。

##### 2) 不要不急の外出はしないこと

①人と会う機会ができるだけ減らすこと。

ア 県外との往来は十分留意し、慎重に行動すること。やむを得ず県外へ外出する場合は、「県外外出届」を事前に学生課へ提出し、必ず許可を受けること。

イ 海外への渡航は禁止する。

②普段会わない人の会食等は控えること。

##### 3) 少しでも体調に異変を感じた場合や感染の疑いがある場合、感染した場合は、別紙1「感染症に罹患した場合の対応について」に従い、適切に対応すること

#### 2. 登学時の留意事項について

##### 1) 毎朝、健康チェック等を実施すること

以下のいずれかの症状や状況が発生した場合は、出席停止（登学禁止） <sup>\*1\*2\*3</sup>とする。該当する場合は、登学はせずに、保健室〔TEL 0267-68-6680(代)〕まで連絡すること。

- ①症状がある。（発熱があるときはもちろん、熱がなくても、せき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常がある場合など）
- ②濃厚接触者になった。
- ③PCR検査を受けることになった。
- ④同居者に症状がある。
- ⑤同居者が濃厚接触者または陽性者になった。
- ⑥同居者がPCR検査を受けることになった。

※1 出席停止期間中の授業については欠席となるが、出席すべき授業回数からは減じるので、自身の体調管理を優先すること。

※2 症状消失後2日が経過した場合に登学可能となるので、注意すること。

※3 登学後は、「欠席届（新型コロナウイルス感染症拡大防止用）」を教務課へ提出すること。

## 2) 行動歴により出席停止（登学禁止）となるので、注意すること

県外へ外出した場合は、往来日より7日間の出席停止（登学禁止）とする。この場合、登学は県外から戻った日を含め、7日間を過ぎてからとなる。但し、コロナワクチン3回接種済みの学生については、この制限は適用しない。<sup>※1</sup>

※1 県外からの通学者は除く。

但し、通学者は「県外移動届」を学生課へ提出すること。

## 3. 学内施設利用・課外活動等について

### 1) 学内施設利用

学内施設の利用にあたっては、「感染予防対策と学内施設利用方法 COVID-19 対応」を遵守し、利用すること。各施設の利用時間については、大学事務局からの案内に従うこと。

### 2) 課外活動等（クラブ・サークル、学友会、インターンシップ、ボランティア、就職活動、アルバイト）

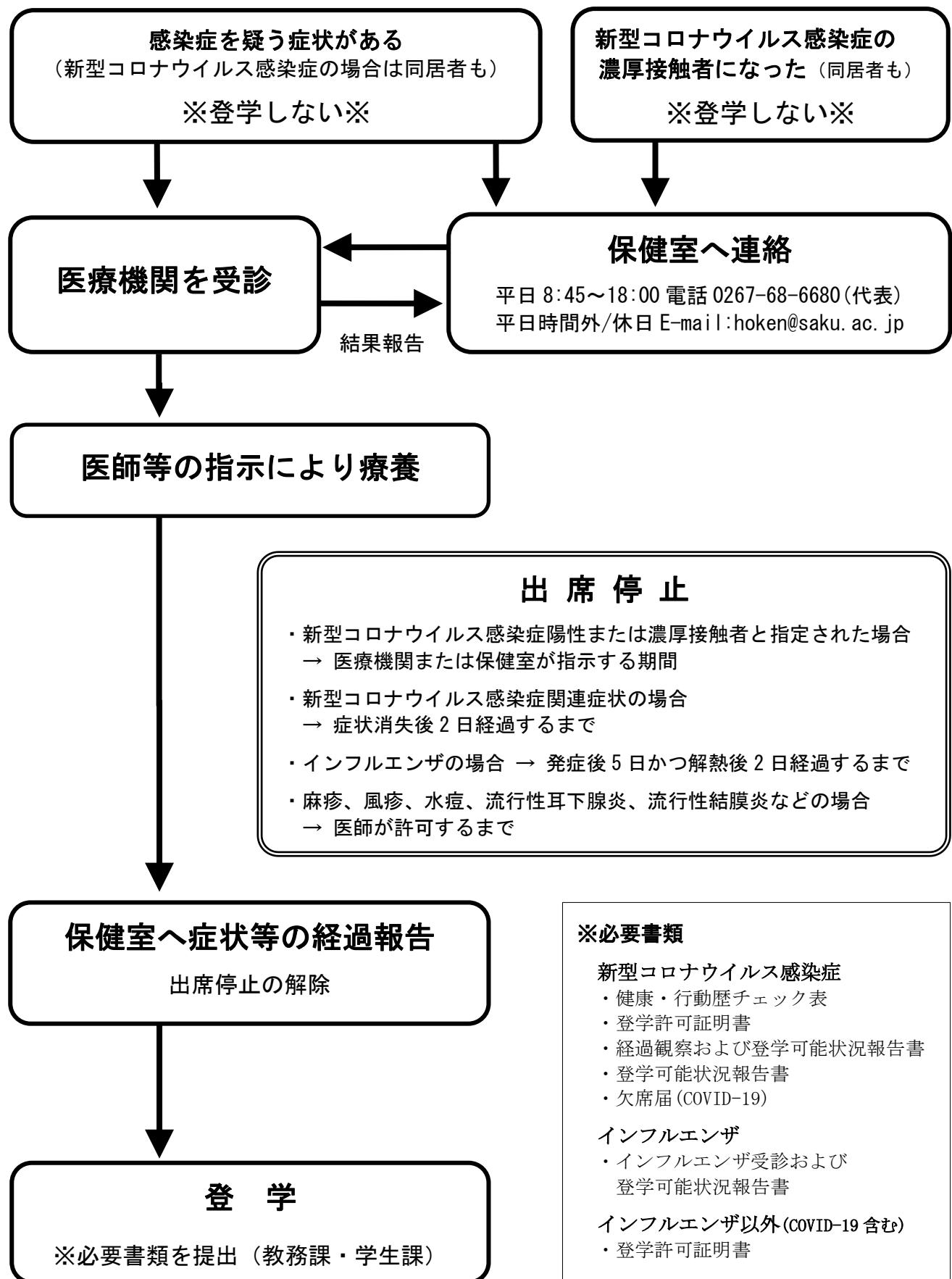
課外活動等については、別紙2「課外活動等における学生行動基準」及び別紙3「学生団体の活動に関する感染拡大防止対策の指針（COVID-19 対応）」に従い、活動すること。活動にあたっては、事前に学生課へ届出し、十分な感染対策を講じた上で行うこと。なお、実習前及び実習期間中の行動については、実習担当教員の指示に従うこと。

## 4. その他

不明な点や困ったことがある場合は、大学事務局 [TEL 0267-68-6680(代)]、または学生なんでも相談室 [E-mail : nandemosoudan@saku.ac.jp] まで問い合わせること。

以上

## 感染症に罹患した場合の対応について



## 課外活動等における学生行動基準

令和4年12月8日改訂、12月12日適用

県の基準（令和4年10月28日改正）		学生行動基準			
感染警戒レベル	状況	クラブ・サークル 学友会	インターナンシップ ボランティア	就職活動	アルバイト
<b>小康期</b>	陽性者の発生が比較的落ち着いている	<b>通常どおり</b> 但し、状況に応じた感染防止対策を講じること	<b>通常どおり</b> 但し、状況に応じた感染防止対策を講じること	<b>通常どおり</b> 但し、状況に応じた感染防止対策を講じること	<b>通常どおり</b> 但し、状況に応じた感染防止対策を講じること
<b>3 (注意)</b>	感染拡大に警戒が必要	基本的な感染防止対策を徹底した上での活動可	基本的な感染防止対策を徹底した上での活動可	基本的な感染防止対策を徹底した上での活動可	基本的な感染防止対策を徹底した上での活動可
<b>4 (警戒)</b>	感染が拡大している	基本的な感染防止対策を徹底した上での活動可 但し、学外者が活動（練習等）に参加する場合は事前に感染防止対策を含めた計画を学生課へ提出すること	基本的な感染防止対策を徹底した上での活動可 但し、感染リスクが高い場面・場所での活動は十分注意すること	基本的な感染防止対策を徹底した上での活動可 但し、感染リスクが高い地域での活動は十分注意すること	基本的な感染防止対策を徹底した上での活動可 但し、感染リスクが高い事業所での活動は十分注意すること
<b>5 (最大警戒)</b>	感染が顕著に拡大している	<b>原則、活動自粛</b> 但し、教職員指導の下、十分な対策を講じた上での本学学生のみの活動は可とする。大会等への参加は主催者側の十分な対策が講じられている場合に限り、許可する。	<b>原則、活動自粛</b> 但し、教職員指導の下、十分な対策を講じた上での活動は可とする※2	<b>原則、活動自粛</b> 但し、十分な対策を講じた上での採用選考に関わる活動は可とする	<b>原則、活動自粛</b> 但し、十分な対策が講じられている事業所での活動は可とする
<b>6</b>	《まん延防止等重点措置》 【特措法に基づく】	特定の区域において県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある	<b>活動停止</b>	<b>活動停止</b>	<b>原則、活動停止</b> 但し、採用試験は除く
	《緊急事態宣言》 【特措法に基づく】	県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある	<b>活動停止</b>	<b>活動停止</b>	<b>活動停止</b>
<b>願出（届出）書類</b> ※1		・学外課外活動願 ・学外者招聘願 ・集会等開催願	・インターナンシップ参加届 ・ボランティア活動届出・報告書	・県外外出届	・アルバイト届

※1 活動を行う場合は、学生便覧又は学生ガイドを参照の上、事前に所定の書類を学生課へ提出すること。なお、実習前及び実習期間中の活動にあたっては、実習担当教員の指示に従うこと。

※2 授業の一環としてのインターナンシップ及びボランティアについては、授業担当教員の指示に従うこと。

2022年6月13日改訂

## 学生団体の活動に関する感染拡大防止対策の指針（COVID-19対応）

佐久大学

佐久大学信州短期大学部

### 1. 基本的方針

- 1) 体調不良者は活動に参加しないこと。
- 2) 参加者に陽性者、濃厚接触者、その他保健所や医療機関の指示により自宅等での待機者が確認された場合は、ただちに活動を中止すること。
- 3) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学生行動指針」及び別紙2「課外活動等における学生行動基準」を遵守すること。

### 2. 活動前の留意点

- 1) 体調の確認
  - ア. 平熱を超える発熱がないか。
  - イ. 咳やのどの痛みなどの風邪症状、だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）はないか。
  - ウ. 臭覚や味覚の異常はないか。
  - エ. 体が重く感じたり、疲れやすいことはないか。
- 2) 濃厚接触者等の確認
  - ア. 陽性者との濃厚接触がないか。
  - イ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいないか。
  - ウ. 県外との往来があり、3密（密集・密接・密閉）となることはなかったか。
  - エ. 海外渡航歴または海外在住者との濃厚接触がないか。

### 3. 活動時の留意点

- 1) 基本的感染防止対策の徹底
  - ア. マスクの着用（不織布マスクを推奨）。
  - イ. 活動前後に流水と石鹼を使った手洗いを行う（手洗いができない時はアルコール製剤による手指消毒を行う）。
  - ウ. 人との身体的距離は、基本的に2m（短時間でも最低1m）は保つ。
  - エ. 体育館は常時窓・扉を開放、教室は30分おきに換気し、屋内の空気がすべて入れ替わるようにする。活動前に換気の担当を決めておく。
  - オ. 更衣をする場合はマスクを着用し、会話をせず、短時間で行う。
- 2) 参加者の氏名・連絡先の把握  
代表者は参加者の連絡先等を把握し、陽性者が発生した場合には濃厚接触者を特定できるようにしておくこと。

3) 用具等の消毒

活動終了後、共用した物（ボール等の用具、情報機器等の備品）や多くの手が触れる場所（机・椅子、ドアノブ等）は清掃用薬液で消毒すること。

4) 飲食を伴う活動や集会は禁止とする。

5) 活動への参加に不安がある学生に対して、参加を強制することのないよう配慮すること。

**4. 体育系クラブ・サークル活動時の留意点**

1) 監督・顧問の責任の下、代表者は参加者の健康状態等をチェックし、活動を開始する。

2) 代表者は参加者の氏名を記録し、監督・顧問へ報告する。

3) 活動中のマスク着用は呼吸のしにくさ、熱中症の予防の観点から本人の判断によるものとする。

4) 更衣室やサークル室、休憩・待機スペースでは、3密を避ける等の十分な対策をする。

5) 活動中は3密の回避を徹底する。

ア. 円陣を組んだり、ハイタッチや握手をしたりしない。

イ. 大声でのかけ声や声援はしない。

ウ. タオルの共用やスポーツドリンクの回し飲みはしない。

6) ボール等の用具や器具の消毒、アリーナの清掃等を徹底する。

7) ゴミの廃棄は十分配慮して行う。

**5. 学外活動時の留意点**

学外者との試合や練習、大会・公演等への出場については、別紙2「課外活動等における学生行動基準」に従うこと。

以上